

令和3年度市民協働推進関連事業の概要

I 市民協働型まちづくり推進事業

◆事業の目的

市民と行政がパートナーシップをもってまちづくりを進めるため、市民協働を推進するとともに、行政のパートナーとしての市民活動を支援し、市民の参加意識の高揚と多様な交流のある魅力的なまちづくりを図る。

1 市民協働審議会【H13～】

(1) 事業の目的

横須賀市市民協働推進条例に規定された機関(市民協働審議会)を運営することによって、本市における市民協働の推進を図る。

(2) 事業の概要

① 役割

- ア 市民協働の推進及び進ちよくに関すること並びに市民協働に関する助成のあり方について、市長等の執行機関の諮問に応じ、審議し、答申する。
- イ 上記の事柄について、諮問がなくても、調査・審議し、市長等の執行機関に対して意見を述べることもできる。

② 任期

- ・2年

③ 構成員：10名

- ア 学識経験者(3名)
- イ 市民公益活動団体関係者(3名)
- ウ 事業者(2名)
- エ 公募市民(2名)

④ 開催方法(案)

- 全体会：年4回
- 専門部会：年各1～2回
 - ・市民協働推進補助金等審査専門部会(6名)
 - ・NPO法人条例指定審査専門部会(4名)

2 市民協働推進補助金【H14～】

(1) 事業の目的

市民公益活動の活性化を図り、市民の創意を生かし、個性豊かな地域社会を実現するため、先駆性、機敏性、専門性、地域性、広域連帯性等の特性を有する市民公益活動団体が行おうとし、または、現在行っている市民公益活動に要する経費の一部を補助する。

財源の一部に、市民から寄せられた寄附金等を積み立てた「NPO支援基金(よこすか元気ファンド)(一般寄附)からの繰入金を活用している。

(2) 事業の概要

① 対象活動

- ・分野にとらわれない市民公益活動全般を対象とし、広く企画提案を公募する。

② 対象者

- ・市内で活動する市民公益活動団体（NPO法人・任意団体・ボランティアグループ）

③ 補助対象・期間

- ・事業費を対象とする。
- ・単年度補助、同一団体で最長3年とするが、毎年申請・審査を要する。

④ 補助額

- ・上限を50万円とし、自己資金率20%を条件とする。

⑤ 審査方法

- ・公正性、透明性を確保するため、公開プレゼンテーション及び審査会を開催する。

<令和3年度の審査結果>10件の応募に対して、10件を交付対象として決定

No	団体名	事業名	補助額 (円)
1	YBS (Yokokoh Broadcasting Senior)	「スカリンとよこすか散歩」動画配信事業	360,000
2	特定非営利活動法人 津久井浜マリンスポーツ連盟	マリンスポーツ体験事業	266,000
3	横須賀まちの保健室プロジェクト	コミュニティナース（地域で活動する看護師）による「まちの保健室」を中心とした無料の医療健康相談事業	53,000
4	社交ダンス愛好家の仲間たち ♪Harmony	「♪出前ダンス」で、みんなの健康づくり	90,000
5	横須賀カレーラボ	カレー・スパイス料理の調理をテーマとした地域コミュニティーを形成する事業	308,000
6	横須賀猫部	地域猫啓発活動事業及び災害時ペット同行避難事業	152,000
7	すてっぷ	未就学障害児およびその家族の交流促進事業	110,000
8	一般社団法人 よこすかの音楽家を支援する会 (YMSA)	祝敬老コンサート 2021	500,000
9	横須賀の2040年を考える会	よこすか人社プロジェクト(2)	400,000
10	特定非営利活動法人 Fun Place 39	障害児者とその家族の為のスポーツ活動	480,000
補助査定額合計			2,719,000

3 市民協働モデル事業【H16～】

(1) 事業の目的

市内に存在する様々な問題や課題に対して、市民公益活動団体の特性を活かしながら解決する企画を広く募集し、選考された事業について市民公益活動団体と市が実施にあたっての基本的な役割分担などを明らかにした協定書を締結して事業を実施する。

行政と市民が協働して事業を行いながら、地域の課題などを解決していくことによって、市民協働の定着を図る。

(2) 事業の概要

- ① 協働事業の企画の募集
- ② 提案された企画の選考
- ③ 市民公益活動団体と横須賀市との間で最長3年の協定書を締結
- ④ 実行委員会等の立ち上げ後、負担金（年40万円を上限）の支出
- ⑤ 行政との役割分担の上、企画実施
- ⑥ 協定期間終了後の事業の方向性を検討

<参考：他制度等との比較>

	市民協働推進補助金	市民協働モデル事業負担金	委託
事業主体	市民公益活動団体	市と市民公益活動団体（実行委員会の結成）	市
募集テーマの設定	特に限定していない	毎回予め募集テーマを設定している フリーテーマもあり	—
企画立案	市民公益活動団体	双方で条件等を調整しながら実施	市
成果物の帰属	市民公益活動団体	協定で決める	市
市の関与の割合	関与しない	双方（実行委員会）で決める	100%関与

4 市民まちづくりサポーター保険制度【H15～】

(1) 事業の目的

市民が自主的に行う市民公益活動や市が行う市民協働事業における事故に備え、これらを対象とする保険制度を用意することによって市民公益活動を促進し、市民協働の推進を図る。

(2) 事業の概要

- ① 対象活動
横須賀市内において継続的・計画的に無報酬で行われる公益性のある活動。
- ② 対象者
ア 活動者
市内在住、在勤、在学者及び市内を活動の拠点とする市外在住者で対象活動を行う個人

イ 活動団体
対象活動を行う団体（損害賠償事故のみ）

③ 保険内容

ア 傷害保険

活動中に発生した偶然の事故で活動者が死亡又は負傷した場合に保険金が支払われるもの。

補償額：死亡 300 万円、後遺傷害最高 300 万円、入院 1 日 2,500 円、通院 1 日 2,000 円

イ 賠償責任保険

活動中に活動者等の過失等により活動者又は第三者の生命・身体・財物損害を与え、賠償責任を負った場合に保険金が支払われるもの。

補償額：身体賠償 1 名最高 1 億円、1 事故 5 億円、財物賠償 1 事故 500 万円、
保管物賠償 1 事故 500 万円

④ 運営方法

市が保険料を全額負担し、損害保険会社と契約する。活動者、団体による加入手続きは不要。

5 市民協働啓発事業

(1) 事業の目的

市民協働に関する市民、市職員の意識を高め、市民公益活動が行いやすい環境づくりを進めることにより、市民協働の推進を図る。

(2) 事業の概要

① 市民向けセミナー等（令和 3 年度 生涯現役フォーラム中止）

事業名	対 象	目 的	実施方法
講習会 市民協働	市民公益活動団体関係者、これから活動を始めようとしている人	市民公益活動団体が長期的な運営を行えるように、運営に役立つ各種ノウハウを習得することができる機会を提供し、市民協働の担い手の育成につなげるもの。	広報や寄附集めなど年度毎にテーマを設定し、専門的知識を有する講師による講義等を通して NPO 法人、ボランティアグループの自立的運営に向けた支援を行う。
フォーラム 生涯現役	シニア世代を中心とした一般市民	定年退職前後世代を主なターゲットとし、市民協働や市民公益活動への関心を高めること。	啓発に繋がるような講演会やセミナーなどを企画する中間支援組織に委託して事業を行う。

② 職員向け研修

ア 市民協働事業実践型職員研修（毎年）

市民協働の担い手となる実践型職員を養成するため、専門委員を講師として、概ね入庁 10 年以内の職員を対象とした庁内研修を行う。

※令和 3 年度の開催方法については検討中。

6 市民協働総合調整

(1) まちづくり出前トークのとりまとめ

① 事業の目的

行政が市民に近づき、市民と市職員が膝をつき合わせながら、市の施策について話し合うことで、相互理解を深め、市民協働型まちづくりを推進する。

② 事業の概要

ア 担当部局と連携し、市民の希望する場所、時間に出向き、市民の希望するテーマについて、意見交換を行う。

イ いただいた意見から市民ニーズを把握し、施策へ反映させる。

ウ メニュー方式も引き続き実施する。メニューには、既に各部で出前を行っているテーマ、特に市民と議論を深めたいテーマ、市民から意見や要望等が多いテーマ等を加えて更新する。

(2) まちかど里親制度

① 事業の目的

市民団体等が公共用地の里親となって美化活動等を行い、市がそれに対して清掃用具やゴミ袋の提供等を行うことで、市民協働による美しいまちづくりを進める。

これらにより、市民の地域に対する愛着心や参加意欲を醸成し、市民協働の推進を図る。

② 事業の概要

市民生活課で随時、里親希望を受け付け、公共用地の所管課等との調整を図って実施する。

II 市民公益活動促進事業

◆事業の目的

市民が支援したい市民公益活動を指定し、積極的に支援することができる仕組みである「NPO支援基金（愛称：よこすか元気ファンド）」からの繰入金を主な財源として、市民公益活動団体を支援する。

1 NPO支援基金（よこすか元気ファンド）【H20～】

（１）事業の目的

市民から寄せられた寄附金、NPO支援基金の利子を市民公益活動団体の支援に活用するために設置された基金。

（２）寄附の種類

寄附の種類	内 容
団体希望寄附	特定の団体を支援することを希望した寄附
分野希望寄附	特定の分野を支援することを希望した寄附
一般寄附	団体や分野を特定せずに市民公益活動全般の支援のための寄附

（３）寄附実績（令和２年度）

寄附の種類	随時寄附				覚書締結による定期的寄附				合 計	
	個人		企業		コンビニ等商品販売		自動販売機			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
団体希望	1	36,000	1	500,000	0	0	24	17,148	26	553,148
分野希望	0	0	0	0	1	8,820	8	70,440	9	79,260
一般寄附	9	160,076	1	2,549	2	230,624	51	1,425,851	63	1,846,100
合計	10	196,076	2	502,549	3	239,444	85	1,540,439	98	2,478,508

（４）寄附金の充当先

基金から繰り入れた財源の充当先は、以下のとおり

- ① 特定非営利活動法人補助金
- ② 市民公益活動ポイント制度
- ③ よこすか元気ファンドの周知（パネル展等）
- ④ 市民協働推進補助金

2 特定非営利活動法人補助金【H21～】

(1) 事業の目的

市民から寄せられた寄附金等を積み立てた「NPO支援基金（よこすか元気ファンド）」（団体寄附、分野寄附）からの繰入金を財源に、市民公益活動を支援することで、市民がNPO法人を支える環境をつくっていくこと。

(2) 事業の概要

① 対象者

市内で活動するNPO法人（事前登録を要する）

※令和3年3月31日現在 登録団体数：50団体

② 補助対象・補助額

補助金の種類	対 象	補助額の算出方法
ア 団体希望寄附分補助金	運営費 事業費	当該団体への支援を希望した寄附金の合計額を上限とする。
イ 分野希望寄附分補助金	運営費 事業費	当該活動分野への支援を希望した寄附金の合計額を当該活動分野に登録されている団体数で除して得た額を上限とする。

③ 審査方法

横須賀市による事前審査後、市民協働審議会により補助対象の可否等について審査を行う。

(3) 補助実績（令和2年度）

補助金の種類	交付団体数	交付金額
ア 団体希望寄附分補助金	3団体	850,000円
イ 分野希望寄附分補助金	7団体	162,000円
合 計	(※) 10団体	1,012,000円

(※) ア～イを重複して補助金を受けている団体あり。(実質7団体)

(交付決定したが、申請辞退した団体は除く)

3 市民公益活動ポイント制度【H27～】

(1) 事業の目的

市民公益活動参加への「励み」や「きっかけ」に資することにより、1人でも多くの市民が、生き生きと市民公益活動に参加できるようになること。

ポイント券は、市民から寄せられた寄附金等を積み立てた「NPO支援基金（よこすか元気ファンド）」（一般寄附）からの繰入金を財源としている。

(2) 事業の概要

市民公益活動団体が行う活動に参加する人に、各団体を通じて「ポイント券」を配付する制度。

- ① ポイント券の利用方法
 - ア 市民公益活動団体等への寄附（寄附後は換金可能）
 - イ 障害者作業所の製品購入代金
 - ウ 一部商業施設の商品購入代金
 - エ 市立有料施設の利用料
- ② 令和3年度のポイント券最大発行枚数／ポイント数
20,000枚／40,000ポイント（1ポイント＝50円相当として利用可）

（3）運営方法

市民活動サポートセンターの指定管理者（NPO法人）に窓口業務を委託

（4）交付実績（令和2年度）

14団体 2,851枚／5,702ポイント

（5）今後のスケジュール

令和3年度の発行を最後とし、令和4年度は還元事務のみ実施する予定

4 その他の「NPO支援基金（よこすか元気ファンド）」活用事業

（1）NPO支援基金（よこすか元気ファンド）の周知【随時】

- ① 広報よこすか、ホームページ、ポスター、チラシ、パンフレットなどを活用してよこすか元気ファンドを周知する。
- ② 市民に対し、よこすか元気ファンドや、その支援を受けた市民公益活動団体を紹介をする場を検討する。

5 NPO法人の個別条例指定制度【H24～】

（1）事業の目的

NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援すること。

（2）制度の概要

市町村の条例で指定されたNPO法人へ寄附をすると、寄附者の個人住民税の寄附金税額控除が受けられる制度。

（3）指定の効果

- ① 個人の寄附者のメリット
 - ア 個人市民税の税制優遇が受けられる。
- ② 指定NPO法人のメリット
 - ア 認定NPO法人のPST要件（パブリックサポートテスト）が免除。

- イ 内部管理がはたらく。
- ウ 社会からの信用が高まる。

(4) 審査方法

以下の基準を審査会及び事務局が確認する。

① 指定の可否の判断基準

ア 公益要件

- ・ 事業活動が不特定多数の市民の利益に資する
- ・ 事業活動が地域の課題の解決に資する
- ・ 法人以外の者から支持されている実績がある

イ 運営要件

- ・ 運営組織、経理の適正性など

※認定NPO法人制度の要件に準じたものとしている。

(条例指定を経て認定を受けることなども視野にあるため)

(5) 指定の実績

法人名	活動内容	寄附金税額控除の期間
《認》特定非営利活動法人 産業クラスター研究会	シニア有志による地域経済の活性化	平成24年1月1日 ～令和4年12月31日
《認》特定非営利活動法人 横須賀国際交流協会	国際交流に関する活動	平成25年1月1日 ～令和5年12月31日
特定非営利活動法人 アクションおっぱま	地域資源の保存・活用に関する活動 他	平成25年1月1日 ～令和5年12月31日
特定非営利活動法人 YMCAコミュニティサポート	市民活動の支援	平成27年1月1日～ 令和7年12月31日
《認》特定非営利活動法人 アンガージュマン・よこすか	不登校・引きこもりの子どもや家族の支援	平成31年1月1日～ 令和6年12月31日
《認》特定非営利活動法人 WE21ジャパンよこすか	資源のリユース・リサイクルの推進 他	平成26年1月1日 ～令和元年12月31日 (更新申出がなかった ので指定取消)
《認》特定非営利活動法人 三浦半島高齢者福祉事業所 (指定当時は《認》)	高齢者・障害者の介護 他	平成24年1月1日 ～平成29年12月31日 (更新申出がなかった ので指定取消)

《認》：認定NPO法人

(6) 指定の有効期間

5年間

IV 市民活動サポートセンター運営事業

◆事業の目的

市民公益活動の拠点として、市民活動サポートセンター、地域（久里浜、追浜）市民活動サポートセンターを運営することにより、市民公益活動を促進し、市民協働型まちづくりの一層の推進を図る。

<市民活動サポートセンター 経緯>

時 期	内 容
平成 11 年 11 月 1 日	市民活動サポートセンター（汐入）開設 ※市直営
平成 13 年 9 月 4 日	久里浜市民活動サポートセンター 開設
平成 13 年 10 月 1 日	運営委託開始（汐入） 受託事業者：特定非営利活動法人 YMCA よこすかコミュニティサポート ※公募
平成 14 年 11 月 1 日	追浜市民活動サポートセンター 開設
平成 16 年 11 月 1 日	指定管理者による管理運営開始（1回目） 指定管理者：特定非営利活動法人 YMCA コミュニティサポート
平成 20 年 11 月 1 日	指定管理者による管理運営開始（2回目） 指定管理者：上記 NPO 法人
平成 25 年 4 月 1 日	同 上 （3回目）
平成 29 年 4 月 1 日	同 上 （4回目） （新型コロナウイルス感染拡大により指定1年延長～令和4年3月31日）

1 市民活動サポートセンター

（1）事業の目的

市民公益活動のための打ち合わせや作業の場を提供するとともに、情報収集や情報発信、他団体との交流を促すなど、市民公益活動の拠点として、市民公益活動を支援する。

（2）事業の概要

① 交流促進機能

市民活動を行う者の交流場所の提供

② 活動支援

事務的活動の場の提供、相談支援の実施

③ 情報収集・情報発信支援

市民活動に関する情報収集、情報発信の場の提供

2 久里浜市民活動サポートセンター、追浜市民活動サポートセンター

(1) 事業の目的

主に久里浜・追浜を中心とする地域で市民公益活動を行う団体・個人に事務的
活動の場を提供し、市民公益活動を促進する。

(2) 事業の概要

日常的な施設の維持管理や利用者対応を市民サービスセンター（役所屋）職員
に依頼して運営する。

事務的活動のため、ミーティングスペースの提供、印刷機等の設置を行う。

3 市民活動サポートセンター運営懇話会

(1) 事業の目的

市民活動サポートセンター運営委員会を開催し、利用者のニーズにあった、よ
り良いサポートセンターの運営について検討する。

(2) 事業の概要

公募市民9名及び市民生活課長1名（定数15名以内）の計10名で構成され、
サポートセンターにおける課題を把握し、利用者の立場に立った、より良い運営
を検討する。年4回開催。

(参考) 令和3年度市民協働推進関連事業予算の概要

(1) 市民協働型まちづくり推進事業	8,525,000円
① 市民協働推進補助金	3,800,000円
② 市民協働モデル事業	1,200,000円
③ 市民まちづくりサポーター保険制度	2,979,000円
④ 市民協働啓発事業	279,000円
⑤ その他	267,000円
(2) 市民公益活動促進事業	4,382,000円
① 特定非営利活動法人補助金	1,527,000円
② 市民公益活動ポイント制度	2,811,000円
③ その他	44,000円
(3) NPO支援基金積立金	4,207,000円
① 利子の積立	3,000円
② 寄附の積立	4,204,000円
(4) 市民活動サポートセンター運営事業費	53,137,000円
① 市民活動サポートセンター指定管理料	31,549,000円
② 久里浜・追浜サポートセンター管理料	7,868,000円
③ その他	13,720,000円